

(仮称) 新南部工場施設整備・運営事業

入札説明書（案）

平成 2 2 年 月 日

福岡都市圏南部環境事業組合

福岡都市圏南部環境事業組合（以下「組合」という。）は、（仮称）新南部工場施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に則り、D B O（Design：設計, Build：施工, Operate：運営）方式により実施することとした。

この（仮称）新南部工場施設整備・運営事業 入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、本事業を実施する民間事業者選定のための総合評価一般競争入札に適用されるものであり、本事業に係る入札の公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、募集要項によるものとする。

本事業に係る入札への参加を希望するものは、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で、応募資料等の作成等を行うものとする。

－ 目 次 －

I. 用語の定義	1
II. 事業内容	3
1. 事業名	3
2. 対象となる公共施設等の種類	3
3. 公共施設等の管理者等	3
4. 事業の目的	3
5. 事業の概要	3
6. 関係法令等の遵守	4
7. 事業スケジュール（予定）	4
8. 運営業務期間終了時の取扱	4
9. 民間事業者が実施する業務の範囲	4
10. 組合が実施する業務の範囲	6
11. 民間事業者の収入	7
III. 民間事業者の募集及び選定の概要スケジュール（予定）	9
1. 落札者選定までのスケジュール（予定）	9
2. 審査委員会の設置	9
IV. 応募者に関する要件	10
1. 応募者の参加資格要件	10
2. 応募に関する留意事項	13
3. 入札に関する手続	14

I. 用語の定義

本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

関 係 市 町	組合を構成する福岡市，春日市，大野城市，太宰府市及び那珂川町をいう。
処 理 対 象 物	一般廃棄物のうち，関係市町から排出され本施設に搬入される可燃ごみ及び可燃性粗大ごみ（収集ごみ，直接搬入ごみ），関係市町及び関係市町が構成する一部事務組合の中間処理施設から排出される選別可燃残渣をいう。
落 札 者	応募企業又は応募グループのうち，本事業を実施する者として選定された者をいう。
民 間 事 業 者	本施設の設計・施工業務及び運営業務に係わる落札者，建設請負事業者，運営事業者の総称をいう。
本 施 設	本事業において整備を予定している（仮称）新南部工場の建築物，敷地，プラント等の全てをいう。
設計・施工業務	本施設の設計・施工に係る業務をいう。
運 営 業 務	本施設の運営に係る業務であり，運転業務，維持管理業務（運営マニュアル・維持管理計画の作成及び改定業務，機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。），清掃業務，保安警備業務，環境管理業務等からなる。
基 本 協 定	本事業開始のための基本的事項についての，組合と落札者との間で締結される協定をいう。
基 本 契 約	本事業の実施に際し，組合と民間事業者との間で締結される，相互の協力，支援等について定める契約をいう。
建設請負事業者	落札者のうち，本施設の設計・施工業務を担当する単独の企業又は特別共同企業体をいう。
建設請負契約	組合と建設請負事業者との間で締結される契約をいう。
運営事業者	応募企業又は構成員が出資を行い，本施設の運営業務を担当するために設立される特別目的会社をいう。
運営委託契約	組合と運営事業者との間で締結される契約をいう。
事業契約	基本契約，建設請負契約，運営委託契約の3契約の総称をいう。
応募企業	本事業の入札に単独で参加する企業をいう。
応募グループ	本事業の入札に一体として参加する企業グループをいう。
応募者	応募企業，応募グループの総称をいう。
構 成 員	応募グループに参加する企業のうち，運営事業者に出資する企業をいう。
協 力 企 業	応募グループに参加する企業のうち，運営事業者に出資しない企業をいう。
代 表 企 業	応募企業で参加する場合にはその企業を，応募グループで

プラント	参加する場合には代表して応募手続等を行う企業をいう。 本施設のうち、処理対象物を焼却処理するために必要な全ての機械設備、電気設備、計装制御設備等をいう。
建築物 審査委員会	本施設のうち、プラントを除く施設、設備をいう。 PFI法に則った本事業の実施方針の策定及び特定事業の選定、また落札者の選定等に関する審議等を目的に組合が設置する、学識経験者等で構成された「福岡都市圏南部環境事業組合可燃ごみ処理施設整備・運営事業者審査委員会」をいう。
募集要項	本事業の入札公告に際して公表する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者選定基準書などの資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件、落札者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。
要求水準書	(仮称)新南部工場施設整備・運営事業 要求水準書をいう。
落札者選定基準書	(仮称)新南部工場施設整備・運営事業 落札者選定基準書をいう。
提案書類	応募者が本事業の応募に際し、組合に提出するものとして、入札説明書に規定する、資格審査申請書類、技術提案書類及び入札書の総称をいう。
資格審査申請書類	応募者が本事業の応募に際し、組合に提出する提案書類の一つであり、入札説明書に規定する、参加表明書、メンバー構成表、資格審査申請書、入札参加資格確認書類、委任状、印鑑届、及び印鑑証明書をいう。
技術提案書類	応募者が本事業の応募に際し、組合に提出する提案書類の一つであり、入札説明書に規定する、技術提案書、施設設計図書(設計仕様書、各種図面(全体配置画、車両動線計画図、プラント機器配置図等)、設備概要説明図書、設計計算書等とし、詳細内容は、様式集第○号様式に記載する。)及び提案図書参考資料等の図書をいう。
その他公開資料	本事業の公募に際し、組合が、応募者に提示する募集要項以外の資料などをいう。

II. 事業内容

1. 事業名

(仮称) 新南部工場施設整備・運営事業

2. 対象となる公共施設等の種類

施設の種類	一般廃棄物処理施設
立地場所	春日市大字下白水 104-5 (現福岡市クリーンパーク・南部敷地内)
施設概要	処理対象物を受け入れ、焼却処理を行い、処理過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る施設。
施設規模等	510 t / 日 (170 t / 24h × 3 炉)
処理方式	ストーカ式焼却方式 (連続運転式)
供用開始	平成 28 年 4 月 1 日

3. 公共施設等の管理者等

福岡都市圏南部環境事業組合 管理者 井本 宗司

4. 事業の目的

本事業は、搬入される処理対象物を安定的かつ適正に処理するとともに、焼却廃熱を利用して発電及び熱供給を行い、環境負荷の低減を図ることを目的とする。

5. 事業の概要

本事業における施設の整備は D B O 方式により実施する。

落札者は、単独又は特別共同企業体を設立し、本施設の設計・施工業務を行う。

さらに、落札者は、運営事業者を設立し、25 年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を行う。(詳細は「9. 民間事業者が実施する業務の範囲」を参照)

組合は、本施設の建設及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

(1) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ① 建設期間：事業契約締結日の翌日 (平成 23 年 9 月予定) から平成 28 年 3 月 31 日までの約 4 年 6 ヶ月間 (試運転期間を含む)
- ② 運営期間：平成 28 年 4 月 1 日から平成 53 年 3 月 31 日までの 25 年間

(2) 契約の形態

組合は、本事業開始のための基本的事項に係り、基本協定を落札者と締結する。

組合は、基本協定に基づき、設計・施工業務及び運営業務を一括で委託し、もしくは請け負わせるために、本事業に係る基本契約を民間事業者と締結する。

また、組合は基本契約に基づき、建設請負事業者と、本事業に係る建設請負契約を締結する。

さらに、組合は基本契約に基づき、運営事業者と、本事業に係る運営委託契約を締結する。

6．関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。

7．事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、以下を予定している。

入札公告	平成 22 年 12 月 日
落札者の選定	平成 23 年 5 月
基本協定の締結	平成 23 年 6 月
運営事業者の設立	平成 23 年 7 月
事業仮契約の締結	平成 23 年 7 月
事業契約の締結	平成 23 年 9 月
建設工事着手	平成 23 年 9 月
施設の完工及び引渡	平成 28 年 3 月 31 日
供用開始	平成 28 年 4 月 1 日
運営業務委託の終了（委託期間は 25 年間）	平成 53 年 3 月 31 日

8．運営業務期間終了時の取扱

運営期間終了時には、組合は運営事業者から提示された維持管理計画の実施状況を確認し、運営事業者による本施設の機能検査等の結果を踏まえて本施設の現状確認を行い、施設が適切な状況となっていることの確認を行う。

運営事業者は、運営期間終了時に事業計画等に定めた施設性能が維持されていることにつき、組合より承諾を受けた上で、組合へ引継を行うこととする。

9．民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

（1）事前業務

本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

また、組合にて地形測量調査、地質調査は実施済みであるが、民間事業者において追加調査が必要と判断する場合は、民間事業者の負担で調査を行う。

(2) 設計・施工業務

建設請負事業者は、組合と締結する建設請負契約に基づき、募集要項に規定する要求水準を満足する本施設の設計・施工業務を行う。

施工については、粗造成後の土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。

さらに、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験、運営マニュアルの作成業務等を行う。

(3) 運営業務

運営事業者は、組合と締結する運営委託契約に基づき、募集要項に規定する要求水準を満足する処理対象物の計量、受け入れ、適正処理及び料金徴収を行う。なお、その際に、本施設の運営業務として運転業務、維持管理業務（運営マニュアル・維持管理計画の作成及び改定業務、機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。）、清掃業務、保安警備業務、環境管理業務等を行う。また、事業期間終了まで支障なく本施設を稼働できるよう本施設の維持管理を行う。

運営事業者は、集じん器、ボイラ及びその他排ガス処理系統に付着・堆積した灰（以下「飛灰」という。）並びに焼却灰（以下「焼却灰等」という。）については、貯留設備に搬入・貯留した上で組合の指定する場所まで運搬し、組合は運搬された当該焼却灰等を処分する。

運営事業者は、可燃ごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電等を行い、本施設の所内での利用等を行うことができる。なお、施設の余剰電力の売電及び売電収入（新エネルギー等電気量含む）は、原則として組合とする。ただし、売電収入の一部を、運営事業者に支払うことがある。

運営事業者は、必要に応じ、本施設の所内に蒸気を供給する。

運営事業者は、本施設の見学希望者等について、組合と連携して適切な対応を行う。

処理に伴い発生する資源物について、運営事業者が有効利用する。

なお、運営事業者は、組合と締結する運営委託契約に基づき、運営準備期間中（事業契約締結日の翌日（平成23年9月予定）から平成28年3月31日まで）に、建設請負事業者が実施する本施設の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験において、これらの実施につき必要な協力を行う。併せ

て、従業者に、建設請負事業者が実施する教育訓練を受講させ、円滑に運営業務を開始できるようにする。

(4) その他

本施設の解体除去は本事業の範囲には含まれない。

10．組合が実施する業務の範囲

組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(1) 用地の確保、造成

組合は、本事業を実施するための用地を確保し、建設用地としての粗造成工事を行う。

なお、粗造成工事は平成 24 年 7 月頃完了の予定である。

(2) 生活環境影響調査手続

組合は、本事業に係る生活環境影響調査の手続を行う。

(3) 近隣住民同意の取得等の住民対応（組合が行うべきもの）

(4) 処理対象物の搬入（関係市町の業務）

関係市町は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。

(5) 本事業のモニタリング

組合は、設計・施工段階において、設計・工事監理を行う。また、運営段階において、本事業の実施状況の監視を行う。

(6) 施設見学者への対応

組合は、本施設の見学希望者等について、運営事業者と連携して適切な対応を行う。

(7) 建設費及び運営費の支払い

組合は、福岡都市圏南部環境事業組合財務規則等に基づき、建設費を建設請負事業者に、運営費を運営期間にわたって運営事業者を支払う。

(8) その他

組合は、本施設の設計・施工に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。民間事業者は、当該行政手続等について、必要資料の作成等の協力を行う。

11. 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は、以下のとおりとする。

(1) 本施設の建設費

組合は、本施設の建設費を、建設請負事業者に支払う。支払は、基本的に出来形に応じ、年度毎に支払うものとする。

(2) 運営委託費

組合は、本施設の運営に係る運営委託費を、次のとおり、運営事業者に支払う。ただし、運営準備期間中に建設請負事業者が実施する教育訓練を受講するために運営事業者に必要な費用は、建設請負事業者が運営事業者を支払う。

- ① 組合は、運営事業者が実施する本施設の運営業務の対価として、運営委託費を、運営期間にわたって、毎月、運営事業者を支払う。
- ② 運営委託費は、次に示す固定費と変動費で構成される。

(ア) 固定費

運営事業者が提案した各年度の固定費（物価変動などによる増減額を加算した額）を12で除した金額とし、1,000円未満の端数が生じた場合には、年度の最終月分で調整する。

固定費の構成は、以下のとおりとする。

固定費	固定費 i	人件費，事務費，負担金，保険料などの運営に関わる諸費用	・人件費（常勤，非常勤） ・事務費（旅費，消耗品，印刷，被服，役務，使用料等） ・負担金等（負担金，公課費及び税金等） ・保険等 ・利益等
	固定費 ii	運転管理費	・電気基本料 ・油脂類費 ・測定・分析費（排ガス，排水，灰等） ・建築設備保守費，清掃，環境整備費等
	固定費 iii	補修費	・点検・整備費，更新費，部品費等

(イ) 変動費

以下に示す方法で算定される金額とし、1,000円未満の端数が生じた場合及び実搬入量により求めた金額と差額が生じる場合には、年度の最終月分で調整する。

【算定式】

変動費 = 処理単価(円/t) × 処理量(t)

※ 処理単価：処理対象物の処理につき、民間事業者が提案した処理単価

※ 処理量：搬入物量から搬入禁止物量を除いた量

(注) 搬入物量及び搬入禁止物量は、計量機で計量された量とする。

(注) 「搬入禁止物」については、要求水準書を参照すること。

変動費の構成は、以下のとおりとする。

変動費	変動的な運営費	ごみ処理量等によって変更が生じる用役費	・電気使用料，燃料費，薬品費（ボイラ，排ガス処理，灰処理，給排水処理，脱臭用の薬品類），その他費用
-----	---------	---------------------	---

- ③ 組合と運営事業者は、物価変動があった場合、運営委託費の改定に係る協議を行うことができる。物価変動を計る指標として、対象費用ごとに以下の指標を用いる。詳細は運営委託契約書に示す。

対象費用		指 標
固定費 i	人件費	毎月勤労統計調査「調査産業計（事業所規模30人以上）／現金給与総額指数／福岡平均」（厚生労働省）
	その他	「消費者物価指数／総合／福岡市」（総務省統計局）
固定費 ii	電気基本料金	電気基本料金
	油脂類費	「国内企業物価指数／化学工業製品／有機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
	その他（測定分析費，建築設備保守費，清掃，環境整備費）	「企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
固定費 iii	補修費等	「企業向けサービス価格指数／機械修理」（日本銀行調査統計局）
変動費 単価	電気・水道使用料	電気料金単価及び水道料金単価
	燃料費	「国内企業物価指数／石油・石炭製品／石油製品／燃料油」（日本銀行調査統計局）
	薬品費	「国内企業物価指数／化学工業製品／無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
	その他	「消費者物価指数／総合／福岡市」（総務省統計局）

（３）資源物売却収入

運営事業者は、処理に伴う資源物の全量利活用を図るものとする。

運営事業者は、資源物を利活用できなかった場合は、その量を組合に報告した上で、組合が指定する最終処分場まで運搬する。

（４）売電収入

運営事業者は、積極的な発電を行うこととする。

また、売電及び売電収入は、原則として組合とするが、運営事業者に売電収入の一部を支払うことがある。

III. 民間事業者の募集及び選定の概要スケジュール (予定)

1. 落札者選定までのスケジュール (予定)

民間事業者の募集及び選定は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づく総合評価一般競争入札方式によるものとする。

また、スケジュールは、次のとおり予定している。

入札公告	平成 22 年 12 月 日 ()
募集要項の公表	平成 22 年 12 月 日 ()
募集要項に対する質問の提出期限	平成 23 年 1 月 日 ()
募集要項に対する質問の回答	平成 23 年 1 月 日 ()
資格審査申請書類の提出期限	平成 23 年 1 月 日 ()
資格審査結果の通知 ^{※1}	平成 23 年 2 月 日 ()
対面的対話の実施 ^{※2}	平成 23 年 2 月
技術提案書・価格提案書等の提出期限	平成 23 年 3 月
形式審査の実施	平成 23 年 4 月
非価格要素審査及び価格審査の実施 ・技術提案に係るヒアリング実施	平成 23 年 5 月
総合評価の実施	平成 23 年 5 月
落札者の決定	平成 23 年 5 月

※1 参加資格認定基準日は、平成 22 年 12 月 日 () とする。

※2 対面的対話は、「P F I 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて（平成 18 年 11 月 22 日付 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）」の趣旨に則り、公平性、透明性に配慮して行うものであり、本事業の有するリスクの認識や考え方の違いを、対面方式により対話を行うことで、組合と応募者の共通認識として持つことを目的とする。

2. 審査委員会の設置

組合は、落札者の選定に係る審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって、審査委員会を設置している。

委員は、以下のメンバーである。

委員長	松 藤 康 司	福岡大学教授
副委員長	栗 原 英 隆	社団法人全国都市清掃会議技術顧問
委員	鬼 塚 活 人	公認会計士・税理士
委員	小 野 純 男	福岡市環境局施設部工場整備課長
委員	包 清 博 之	九州大学大学院教授
委員	最 所 憲 治	弁護士
委員	柴 田 利 行	春日市副市長
委員	鳥 居 正 敏	大野城市副市長

IV. 応募者に関する要件

1. 応募者の参加資格要件

応募者は、以下の要件を全て満たすこととする。また、組合は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

(1) 応募企業の要件

- ① 応募企業は、運営事業者に出資を行うこととする。
- ② 応募企業への他の企業の参加は認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りでない。
- ③ 応募企業が、他の応募者の構成員又は協力企業になることは認めない。
- ④ 応募企業と、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社（以下これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各法人は、他の応募者の構成員又は協力企業になることは認めない。
- ⑤ 同一応募企業が、複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 応募グループの要件

- ① 構成員は、運営事業者に出資を行うこととする。
- ② IV. 1. (3)－④に定める「本施設のプラントの設計・施工を行う企業」の（ア）から（オ）までの要件を満たす企業を代表企業として定めることとする。
- ③ 本事業の実施に際して、設計・施工業務、運営業務のうち主たる業務を請負又は受託する協力企業を定めることができる。ただし、本施設のプラントの設計・施工の主たる業務を請負することはできない。
- ④ 応募にあたり、代表企業、構成員及び協力企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすることとする。
- ⑤ 代表企業、構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りでない。
- ⑥ 構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の構成員又は協力企業になることは認めない。
- ⑦ 構成員又は協力企業のいずれかと関係会社に該当する各法人は、他の応募者の構成員又は協力企業になることは認めない。
- ⑧ 同一応募グループが、複数の提案を行うことは禁止する。

(3) 応募者の参加資格要件

① 共通の参加資格要件

全ての応募企業、構成員及び協力企業は、以下の要件を全て満たすこととする。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- (イ) 建設請負事業者は、関係市町のいずれかの競争入札参加資格者名簿に登録されており、指名停止を受けていない者であること。
- (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）。)
- (エ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年府令第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がないこと。
- (オ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (カ) 法人税、消費税及び地方消費税、関係市町に係る市町税を滞納している者でないこと。
- (キ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- (ク) 次に示す者と資本面及び人事面において、関連がある者でないこと。（注）

- ・ 審査委員会の委員，又は委員が属する企業
- ・ 本事業に関するアドバイザー業務受託者及び協力会社
 - 株式会社エイト日本技術開発
 - 東京青山・青木・狛法律事務所（特定共同事業ベーカー＆マッケンジー外国法事務弁護士事務所）
 - 上記受託者及び協力会社の関係会社

（注）「資本面において関連がある」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 を超える株式を有する，又は，その資金の総額の 100 分の 20 を出資している者をいい，「人事面において関連のある」とは，当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

② 本施設の建築物の設計を行う企業

応募企業，構成員又は協力企業のうち，本施設の建築物の設計を行う企業は，建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「建築士法」という。）に基づく有資格者であることとする。同一業務を複数の企業で実施する場合は，少なくとも主たる業務を担う 1 社が建築士法に基づく有資格者

であることとする。

③ 本施設の建築物の施工を行う企業

応募企業、構成員又は協力企業のうち、本施設の建築物の施工を行う企業は、以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）の建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 建設業法の経営事項審査における建設工事の種類「建築一式工事」において、総合評定値が1,200点以上であること。
- (ウ) 本施設の建築物と同種又は類似の施工実績（ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む）を有すること。
- (エ) 本工事に配置できる専任の監理技術者を有すること。

④ 本施設のプラントの設計・施工を行う企業

応募企業又は構成員のうち、本施設のプラントの設計・施工を行う企業は以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。

- (ア) 建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 建設業法の経営事項審査における建設工事の種類「清掃施設工事」において、総合評定値が1,000点以上であること。
- (ウ) 以下の条件を全て満たす廃棄物処理施設（ストーカ式焼却方式に限る。※溶融炉をストーカ炉とは別に併設している施設を含む。）の納入実績があること。
 - ・1炉あたり170t/日以上規模かつ複数の炉で構成されている。
 - ・5,000kW以上の発電設備を有する。
 - ・平成22年5月1日時点で平成12年4月1日以降に稼働した施設において、2年以上の稼働実績を有する。
 - ・1炉90日以上連続運転の実績を有する。
- (エ) 本工事に配置できる専任の監理技術者を有すること。
- (オ) 平成22年5月18日に組合が公表した、本施設に係る見積提案書徴収依頼公募に応募し、見積提案書を提出し、見積提案書に係るヒアリングに参加していること。

⑤ 本施設の運転、維持管理を行う企業

応募企業、構成員又は協力企業のうち、本施設の運転、維持管理業務を担当する企業（運営事業者から同業務を受託する企業又は運営事業者の運転人員の派遣を行う企業）は、以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。

- (ア) 発電設備を有し、かつ複数の炉で構成されている施設の内、平成 22 年 5 月 1 日時点で 2 年以上の稼働実績を有する施設（ストーカ式焼却方式に限る。※熔融炉をストーカ炉とは別に併設している施設を含む。）の運転実績を有すること。
- (イ) 前項の施設での運転実績を有する専門の技術者を運営開始から 1 年以上専任で配置できること。

2. 応募に関する留意事項

(1) 募集要項の承諾

応募者は、提案書類の提出をもって、募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募申し込みに係る経費は、応募者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、組合は、必要な範囲において公表等を行うことができることとする。

(6) 提案書類の取扱い

提出された提案書類については、変更することができない。また理由のいかんに関わらず返却しない。

(7) 組合が提示する参考資料の取扱い

組合が提示する参考資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

(8) 入札無効に関する事項

① 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(ア) 提案書類に虚偽の記載がある場合

(イ) 提案書類に不備がある場合

- (ウ) 入札期限までに提出されない場合
- (エ) 参加資格を欠いている場合
- (オ) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われた場合
- (カ) 著しく信義に反する行為をした場合
- (キ) 関係者に対する工作など不当な活動を行ったと認められる場合
- (ク) 入札金額が予定価格を超えた場合
- (ケ) (ア) から (ク) に挙げるもののほか、組合が特に指定した事項に違反した場合

- ② 参加資格認定基準日から事業契約締結までに応募者の代表企業、構成員又は協力企業の一部又は全部が、IV. 1. (3) ①に規定する共通の参加資格要件を満たさなくなった場合は、失格とする。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が要件を欠く場合には、本事業の遂行に支障を来たさないと組合が認めた場合に限り、当該構成員又は協力企業を交代させた上で、応募者の参加資格を引続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。
- ③ 全応募者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2回目）は行わない。

(9) 入札の中止、延期など

組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は、取り消すことがある。

(10) 予定価格の公表

本事業の予定価格は、_____円（設計・施工業務に要する費用と運營業務に要する費用の合計。消費税及び地方消費税を含まない。）である。

(11) その他

募集要項に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

3. 入札に関する手続

(1) 募集要項の公表

組合は、募集要項を組合ホームページにて公表する。

① 公表日

平成 22 年 12 月 日 ()

(2) 募集要項に係る質問の受付

募集要項の内容等に係る質問を次のとおり受け付ける。

① 受付期限

平成 23 年 1 月 日 () 17 時 00 分まで

② 質問の方法

募集要項に係る質問書(第○号様式)に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとし、必ず着信を確認すること。これ以外(電話、口頭等)による質問は受け付けない。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Excel2003」、「Microsoft Word2003」(Windows 版)とする。

(3) 募集要項に係る質問に対する回答の公表

組合は、募集要項の内容等に係る質問に対する回答書を組合ホームページにて公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

① 公表日

平成 23 年 2 月 日 ()

(4) 資格審査申請書類の提出

応募者は、募集要項の記載に従い、資格審査申請書類を提出する。

① 提出期限

平成 23 年 1 月 日 () 17 時 00 分まで

② 提出場所

福岡都市圏南部環境事業組合

③ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。

④ 提出書類

提出書類は、正本 1 部を提出する。

(ア) 参加表明書(第○号様式)

(イ) メンバー構成表(協力企業を含む)(第○号様式)

(ウ) 資格審査申請書(第○号様式)

(エ) 入札参加資格確認書類

会社概要、業務経歴書

登記簿謄本

滞納のない証明書(法人税、消費税及び地方消費税、関係市町に係る市町税)

建設実績、運営実績(第○号様式、第○号様式)

入札参加資格要件を証明する書類の写しなど

入札参加資格を満たしていることの誓約書(第○号様式)

(オ) 委任状(第○号様式)

(カ) 印鑑届(第○号様式)

(キ) 印鑑証明書

(ク) 登記簿謄本については、現在全部事項証明書で可とし、必要に応じて履歴事項全部証明書を提出するものとする。

(5) 参加資格確認結果の通知

組合は、資格審査申請書類を提出した応募者に対し、参加資格確認結果を通知する。

① 通知日

平成 23 年 2 月 日 ()

② 通知方法

組合より確認結果を郵送する。

(6) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、組合に対してその理由の説明を求めることができる。

説明を求める場合は、その旨を記載した書面を以下に提出すること。説明を求めた者に対する回答は書面により行う。

① 提出期限

平成 23 年 2 月 日 () 17 時 00 分まで

② 提出場所

福岡都市圏南部環境事業組合

③ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。

④ 提出書類

正 1 部。(様式は自由とする。)

⑤ 回答日

平成 23 年 2 月 日 ()

⑥ 通知方法

組合より回答を郵送する。

(7) 対面的対話の実施

資格審査に合格した応募者を対象として、組合が公表した募集要項に基づき、対面的対話を行う。

対面的対話は、本事業に係る事業条件やリスクについて、組合、応募者間での意見交換を行い、相互に本事業や本事業のリスクに係る認識を共有することを目的とする。

具体的には、応募者の提案によるところが大きいプラント設備に係る安全対策について、技術的見地から、提案書提出前に確認し、要求水準書の趣旨を徹底させること及び、募集要項の記載内容(技術面に限らない事業

条件全般)についての確認を、対話形式で行うことにより、解釈の相違などを排除し、応募者提案書の全体的な精度の向上を目指すものである。

対面的対話は、応募者ごとに行う。

① 時間及び場所

詳細の実施方法は、応募者に対し、後日通知する。

② 事前資料の提出

応募者は、対面的対話で確認したい事項を、第○号様式に記載の上、対面的対話の開催日の1週間前までに、電子メールにより提出すること。

③ 実施方法

(ア) 事前提出を受けた第○号様式などに基づき、意見交換を行う。

(イ) 民間事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、対面的対話の議事録は、対面的対話終了後、1週間を目処として、組合ホームページにて公表する。なお、応募者固有のノウハウに基づく部分については、組合と応募者の協議の上、公表しないことがある。

(8) 技術提案書類・入札書等の提出

応募者は、次により本事業に関する技術提案書類・入札書等を提出すること。

① 提出期限

平成23年3月 日() 17時00分まで

② 提出場所

福岡都市圏南部環境事業組合

③ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。

④ 提出書類

提出書類については、次のとおりとし、入札書類提出書、入札書、建設費見積内訳書(第○号様式(別紙1~3))及び運営費(第○号様式(別紙1~6))は1部、その他の書類は、各正1部、副10部を提出する。
また、提出書類などを電子データとして、電子記録媒体により1部提出すること。

(ア) 入札辞退届(第○号様式)

※ 入札を辞退する応募者に限る。

(イ) 入札書類提出書(第○号様式)

(ウ) 入札書(第○号様式)

(エ) 委任状(第○号様式)

※ 入札書の開札に、代表企業の代理として参加する者に限る。

(オ) 技術提案書(第○号様式~第○号様式)

(カ) 施設設計図書(第○号様式)

(キ) 提案図書参考資料(第○号様式)

⑤ 入札金額記載要領

応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

入札書、建設費見積内訳書（第○号様式（別紙 1～3））及び運営費（第○号様式（別紙 1～6））は、封筒に入れ厳封し、応募者の代表企業名及び資格審査結果の通知に記載されている入札参加者番号を記入すること。

⑥ 提出書類作成要領

提出書類は、提示した様式を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4 判」縦置き横書き左綴じとする。また、提出書類の本文の文字サイズは 10.5 ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。

提出書類の副本の表紙及び内容には、会社名やロゴマークは使用しないこととし、資格審査結果の通知に記載されている入札参加者番号を記入すること。

⑦ 開札

（ア） 開札日は別途、応募者に通知する。

（イ） 開札は、代表企業のみが立会いのうえ実施する。代理人が立ち会う場合は、委任状（第○号様式）を提出書類と併せて提出する。委任状の提出がない場合は入札に立ち会うことができない。なお、代表企業又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関与しない組合職員を立ち会わせる。

（９）技術提案に係るヒアリングの実施

提出書類の確認及び形式審査に合格した応募者を対象として、技術提案書類に対する技術ヒアリングを実施する。

技術ヒアリングは、「審査委員会」主催とし、技術提案書類を評価するための補完を目的として実施する。

実施方法の詳細は、応募者に対し、後日通知する。

（１０）落札者の選定方法

落札者選定基準書に基づき、落札者を選定する。

（１１）落札者選定結果等の公表

落札者選定結果等について、落札者選定後速やかに応募者に書面で通知するとともに公表する。

（１２）その他

組合が提示する資料及び回答書は、募集要項と一体のものとして、同等

の効力を有するものとする。

(13) 問い合わせ先，提出先，申込み先

本事業の入札手続きなどに関する問い合わせ先，提案書類などの提出先，見学などの申込み先は下記のとおりである。なお，問い合わせ等はメールでの申込みとし，必ず電話にて着信を確認すること。

【福岡都市圏南部環境事業組合 事務局】

住 所：〒816-8501 福岡県春日市原町 3 丁目 1 番地 5

電 話：092-575-1166

電子メール：info@f-nanbukankyo.jp

ホームページ：<http://www.f-nanbukankyo.jp/>